

申請が  
必要です！

# 令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金 (支援給付金)のご案内

## ■ 支給対象

中学生以下

8月31日

高校生等

9月30日

より後の離婚等によって、2月28日時点で児童を養育しているものの、給付金を受け取っていない人が対象

(※)詳細は裏面の「よくあるご質問」をご覧ください。

### 支援給付金ってなに？

新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、すでに支給が進んでいる子育て世帯への臨時特別給付金を受け取れない人に対し、子育てを支援する目的で実施するものです。  
(他の給付金と同様に、所得制限があります。)

### どう申請すればいいの？

申請書に必要事項を記入して、福祉事務所こども係窓口へご提出ください。  
児童手当を受給していない高校生の保護者等は添付書類が必要です！

安芸市のホームページ →



### 支給額

対象児童  
一人につき **10万円**

※元養育者からすでに給付金の一部を受け取っていたり、児童のために使っている場合はその額を差し引いた額

### 対象児童

- 高校生以下の児童  
(H15.4.2～R4.3.31生)
- 保護者等の所得が児童手当(本則給付)の支給対象または同等

### 申請期限

令和4年4月30日

よくあるご質問は裏面をご確認ください。

# ■よくあるご質問

## Q. 誰が給付金を受け取ることができますか？（支給対象者）

A. 大きく分けて、以下の人が支給の対象となります。

①令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続きを完了し、申請時点において児童手当の受給者）になった人

②令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに支援給付金の申請をする場合は申請時）において高校生等を養育している人

③その他これらに準ずる人（DV特例・施設特例の所要の手続きをおこなっておらず、給付金の支給先が変更されていない場合、養子縁組や海外からの帰国により、養育者が代わっている場合等）

※個別のご相談はお住まいの市町村にお問い合わせください。

## Q. 必要な書類はありますか？

A. 児童手当の受給者変更をすでにおこなっている場合、基本的には申請書のみの提出で問題ありません。児童手当の対象とならない児童の養育者の場合は、以下の書類が必要となります。

①令和4年2月28日（それ以前に申請する場合は申請日時点）までに離婚したことがわかる書類（離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等）

②住民票 ※児童の住民票が安芸市外である場合のみ必要

③申請者の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書  
※令和3年1月1日に住民票が安芸市外にあった場合のみ必要

## Q. 10万円から控除（減額）される対象になっている、元養育者が子どものために使った額とはどのようなものですか？

A. 元養育者が給付金を基にして、対象児童に対してランドセルや学習机等をプレゼントしたなど、本給付金の受給を契機として新たに子どものために使われた額として申請者が申請時点において認識しているものであり、自己申告に基づくこととなります。




「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

安芸市福祉事務所こども係  
「子育て世帯への臨時特別給付金」  
窓口

 0887-37-9452

※ 詳しくは、内閣府ウェブサイトもご覧ください

内閣府 子育て世帯への臨時特別給付金

検索

(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/kosodatesetaikyufu/index.html>)